

「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」について

<目 次>

- 競争セーフガード制度の運用に関するガイドラインの策定について（概要）

（別添）

競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン

競争セーフガード制度 運用ガイドラインについて

2007年5月

総合通信基盤局

競争セーフガード制度の目的等

NTTグループに係る
現行の公正競争要件

過去の公正競争要件等
(NTT再編成時など)

電気通信事業法
に基づく
ドミナント規制

市場環境の変化
・PSTNからIP網への移行
・市場統合の進展等

現行の公正競争要件を
定期的に検証する仕組みが必要
(現在は必要に応じて検証)

競争セーフガード制度の整備
「競争促進プログラム2010」(06年9月)
“06年度中に**運用ガイドライン**を策定”

・市場実態に対応した
公正競争を確保
・ブロードバンド市場
の健全な発展を実現

今後のスケジュール

07年4月18日 運用ガイドライン策定・公表

07年度から運用開始

- ✓ 7月頃 意見募集の実施
- ✓ 9月頃 検証結果案の公表→意見募集の実施
- ✓ 11月頃 検証結果の確定 →情報通信審議会への報告

(必要に応じて、所要の措置を実施)

競争セーフガード制度において検証する範囲

競争セーフガード制度(公正競争要件の適正性等を毎年検証)

NTTドコモ
(92年)
政府措置に基づき分離

NTTコム
(99年)
NTT再編により分離

NTTグループ
に係る
公正競争要件★
の検証

構造分離の際の公正競争要件

同等の
競争条件
を確保

競争事業者

★活用業務に係る認可
条件を併せて検証。

一体的な検証

NTT東西
(設備利用部門)

同等の
接続条件
を確保

ボトルネック
設備の範囲
の検証★

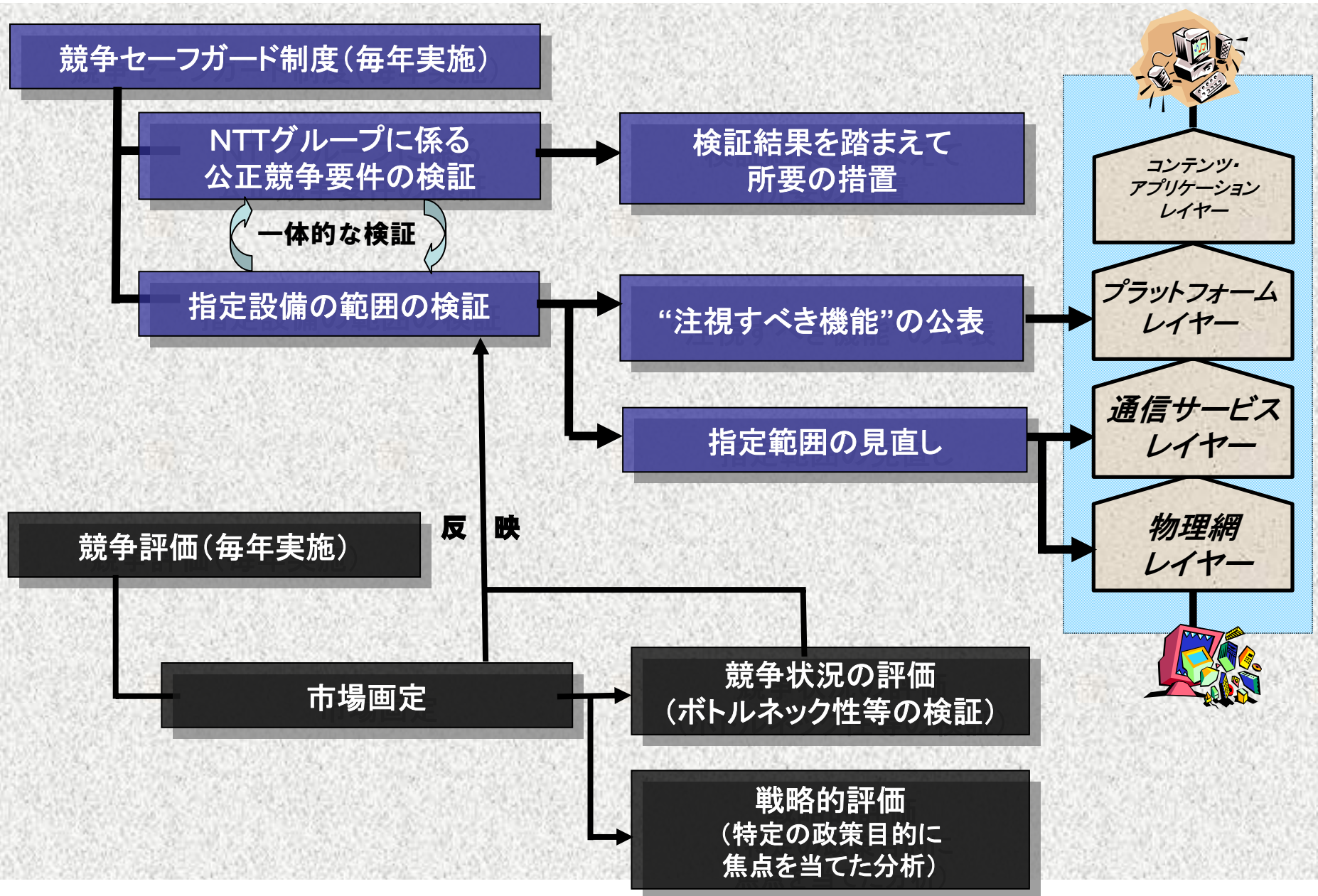
ドミナント規制の適用
(ネットワークの開放義務等)

NTT東西の保有するボトルネック設備

★禁止行為規制(特定
関係事業者制度に係る
ものを含む)の遵守状況
を併せて検証。

【注】上記のほか、第二種指定電気通信設備(移動系)の指定の範囲等についても検証。

競争セーフガード制度と競争評価との関係



通信・放送の在り方に関する政府与党合意(06年6月20日)

(通信関連)

高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、**ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備を図る**とともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る。

骨太方針(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006)(06年7月7日閣議決定)

通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(06年9月1日)

新競争促進プログラム2010(06年9月)

PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、**ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要**である。

このため、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、**指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件**(NTT法2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)**の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度を07年度から運用することとし、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を06年度中に策定**する。

当該セーフガード制度に係る検証結果については情報通信審議会に報告するとともに、当該検証に際しては、毎年実施している競争評価の結果等についても、可能な限り活用を図るものとする。

指定電気通信設備制度の枠組み

参考2

一体的に適用

収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に適用する事業者を指定
(NTTドコモに適用)

- サービス規制
- 行為規制
- 接続関連規制
- 対象設備
- 指定要件

指定電気通信役務: 保障契約約款
(特定電気通信役務: プライスキャップ規制)

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い
- 特定関係事業者との間のファイアウォール

接続約款の認可

接続料の算定方法などについて法定要件あり

接続会計の整理

不可欠設備として指定された固定通信用の電気通信設備

加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備

都道府県ごと、占有率が50%を超える加入者回線を有すること

各都道府県でNTT東西を指定

第一種指定電気通信設備(固定系)

- 特定業務以外への情報流用の禁止
- 各事業者の公平な取扱い
- 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い

接続約款の届出

不可欠性はないが、(電波の有限性により物理的に更なる参入が困難となる)移動体通信市場において、相対的に多数の加入者を収容している設備

基地局回線及び移動体通信を提供するために設置される電気通信設備

業務区域ごと、占有率が25%を超える端末設備を有すること

NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーを指定

第二種指定電気通信設備(移動系)

競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン

2007年4月
総務省

総務省は、「新競争促進プログラム2010」(06年9月公表)を踏まえ、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)に基づき電気通信事業の公正な競争を確保するため、以下の要領により競争セーフガード制度を運用する。

1 競争セーフガード制度の目的

総務省は、事業法及びNTT法に基づき、電気通信市場における公正競争確保の観点から各種の競争セーフガード措置を講じてきた。

近年、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることが必要である。

このため、事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む。以下同じ。)の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証することとし、当該検証の仕組みを「競争セーフガード制度」として運用する。

なお、本制度は事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的とするものであり、これにより、新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではない。ただし、本制度による定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争確保の観点から所要の制度見直し等を実施することを妨げるものではない。

2 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 検証の目的

指定電気通信設備制度に関する検証は、関係法令に定める要件に照らして指定が適正に行われているか、指定電気通信設備の指定の対象が適正に定められているか、禁止行為に該当する行為が行われていないか等を検証し、公正競争確保のための措置が必要かつ十分でない認められる場合には、速やかに所要の措置を講じることを目的とする。

(2) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第一種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

イ 指定の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び施行規則第23条の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成13年総務省告示第243号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方にに基づき検証を行う。

- ① 第一種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展に欠くことのできない電気通信設備」(事業法第33条第1項)であること(いわゆる「ボトルネック性」を有すること)を要件とする。
- ② 指定の対象は、「伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備」(事業法第33条第1項)¹であり、当該設備のボトルネック性の有無を判断するに際しては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみによりボトルネック性の有無が判断されるものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、政策の予見可能性を確保する観点から、以下の2つの項目のいずれかに該当するものを「注視すべき機能」と位置付け、次年度における検証の際、特に重点を置いて検証を行うこととする。
 - (a) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備として指定する要件を満たしているとは判断されないものの、市場動向等によってはボトルネック性を有する可能性があると思われる設備
 - (b) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備の指定を解除するに足る合理的な理由が認められないものの、市場動向等によっては指定電気通信設備の指定を解除する可能性があると思われる設備なお、上記(a)及び(b)により「注視すべき機能」と位置付ける場合、これにより、当該設備について事業法上の指定電気通信設備に係る法的効果が変わるものではない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲内で必要に応じて所要の検証を行う。

¹ 指定電気通信設備の指定の対象については、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含めて検証を行う。

(3) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第二種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

イ 指定の対象に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成14年総務省告示第72号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方に基づき検証を行う。

- ① 第二種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」(事業法第34条第1項)であることを要件とする。
- ② 上記の要件に該当するか否かについては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみにより指定の是非を判断するものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、原則として、第一種指定電気通信設備の検証において行う「注視すべき機能」の検証は行わない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲で必要に応じて所要の検証を行う。

(4) 禁止行為に関する検証

4-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であって事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第30条第3項各号に掲げる行為²(以下「禁止行為」という。)をしてはならないこととされている。

² 具体的には、

1) 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

このうち、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において禁止行為に係る規制の適用を受ける事業者の指定要件は、事業法第30条第1項及び施行規則第22条の3第2項に規定しており、当該規定に基づき適切に指定が行われているか否かについて検証を行う。

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

指定電気通信設備制度における禁止行為は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(06年5月改定。以下「共同ガイドライン」という。)において、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

4-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であって総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)との間において、事業法第31条の規定により、役員兼任が禁止されているほか、接続や電気通信業務以外の附帯的な業務について、特定関係事業者に比して不利な取り扱いの禁止等の規律³が適用されている。

上記の禁止行為規制についても、共同ガイドラインにおいて、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

(5) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記の検証結果を踏まえ、総務省は、必要に応じて次の措置を速やかに講じる。

① 指定電気通信設備の対象について見直しが必要であると認められる場

2) その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3) 他の電気通信事業者(事業法第164条第1項に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

の3項目が掲げられている(事業法第30条第3項第1号～第3号)。

³ 具体的には、

1) 事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

の2項目が掲げられている(事業法第31条第2項第1号及び第2号)。

合、情報通信審議会の審議を経て、所要の措置を講じる。

- ② 禁止行為規制の運用について、不適正な事案が判明した等の場合、事業法第30条第4項又は第31条第3項の規定により、当該行為の停止又は変更を命じるなど、所要の措置を講じる。

3 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1) 検証の目的

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT等」という。)については、移動体通信業務の分離(92年)、NTT再編成(99年)等により公正競争確保のための構造的措置を講じ、その際、各事案ごとに公正競争要件が課されている。

また、NTT法第2条第5項の規定により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)は総務大臣の認可を受けて、地域通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(いわゆる「活用業務」)を営むことができるが、当該認可に際しては、NTT東西の地域通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを要件とし、当該要件を確保する観点から、個別事案ごとに認可条件を付す等の措置を講じてきている。

上記の公正競争確保のための措置等について、公正競争確保の観点から十分な機能を果たしているか否か、また市場実態等に則して必要十分な措置となっているか否か等について検証を行う⁴。

(2) 検証の対象

検証の対象とするNTT等に係る公正競争要件は別紙のとおりである⁵⁶。検証は、次の要領で行う。

- ① 各公正競争要件について、実態上の運用面において違則行為がないか否か検証を行う。
- ② 各公正競争要件について、市場実態を踏まえ、追加的な措置が必要か否か又はその役割を終えたと認められるものがあるか否か検証を行う。

⁴ 活用業務の認可に際しては、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に基づいて審査が行われるが、本制度における検証は、当該ガイドラインそのものを検証対象とするものではない。

⁵ 本ガイドラインの運用を開始した後において、活用業務認可等が行われて認可条件として公正競争要件が課された場合であって、本節(3)に定める現行化が行われる前であっても、当該追加条件について本ガイドラインに基づく検証対象となる。

⁶ NTT等に係る公正競争要件の検証に際しては、活用業務認可申請に当たりNTT東西が公正な競争を確保するために講じることとした措置の遵守状況についても併せて検証する。

③ そのほか、上記①及び②に関連した所要の検証を行う。

(3) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記(2)の検証結果を踏まえ、公正競争確保の観点から問題があると認められる場合は、NTT法第16条の規定等に基づき所要の措置を速やかに講じる。また、累次の公正競争要件のうちその役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

なお、累次の公正競争要件の見直しについては、別紙を現行化することにより行うこととする。

4 検証の具体的手順

上記2及び3の検証は、毎年度実施することとする。その際、検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めることとし、検証に当たっては、これを踏まえることとする。総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施し、提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信審議会へ報告するものとする。

なお、当該検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図ることとし、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結果などの活用を図ることとする。

5 その他

競争セーフガード制度は07年度から運用する。なお、本ガイドライン(別紙を除く。)については、定期的(概ね3年ごとを想定)に見直しを行うこととし、見直しに際しては、意見公募を実施するなど手続の公正性・透明性の確保に努めるものとする。

日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件

1 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件⁷

(1)新会社⁸のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTT⁹と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系新事業者と同一の条件とする。

(2)取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3)NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。

(4)出資比率の低下

中核となる会社¹⁰の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5)資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

2 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（平成9年郵政省告示第664号）における承継会社¹¹への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項

- (一) 地域会社¹²と長距離会社¹³との間の役員兼任は行わないこと
- (二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと
- (三) 持株会社¹⁴及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施すること
- (四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと
- (五) 地域会社と長距離会社との間の接続形態は、地域会社と他の電気通信事業者と

⁷ 92年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表。

⁸ 現在のNTTドコモグループ9社に相当する。

⁹ 現在の日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に相当する。

¹⁰ 現在の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

¹¹ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

¹² 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指す。

¹³ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

¹⁴ 日本電信電話株式会社を指す。

- の間のものと同等にすること
- (六) 地域会社と長距離会社との間の接続条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
 - (七) 地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
 - (八) 長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
 - (九) 地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一とすること
 - (十) 持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果（長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。）に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同一とすること

3 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可に当たって付した条件

- 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して平成15年2月認可）
 - 1 県間伝送路を自ら構築する場合は、当該県間伝送路に関して、他事業者からの要望内容を踏まえて、ダークファイバの利用に係る料金及び条件を作成し、公表すること。
 - 2 県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。
 - 3 地域IP網を用いた新たな県間のフレッツサービスを提供しようとする場合は、当該サービスの内容を踏まえて、必要に応じてあらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する活用業務として認可申請を行うこと。
- 法人向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成15年10月認可）
 - 1 NTT東日本【NTT西日本】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT東日本【NTT西日本】の法人向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
 - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
 - 3 NTT東日本【NTT西日本】の法人向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。
 - 4 県間伝送路等をNTT東日本【NTT西日本】自ら構築する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発一〇五〇IP電話着の県間伝送に係る料金設定（NTT東西に対して平成15年10月認可）
 - 1 他事業者との同等性を確保する観点から、固定電話発一〇五〇IP電話着の通話料割引等の優遇措置を、マイライン登録においてNTT東日本【NTT西日本】を選択

した利用者のみにも適用する等、固定電話発着・050IP電話着サービスとそれ以外のサービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行わないこと。

- 2 県間伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発着・携帯電話着の県間伝送に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年3月認可）
- 1 平成17年度以降の業務について、携帯電話事業者等の設定する接続料が確定した段階で、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのない業務の収支の見込みを速やかに報告すること。
 - 2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年7月認可）
- 1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
 - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
 - 3 集合ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものをを用いた営業活動を行わないこと。
 - 4 集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。
 - 5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成17年1月認可）
- 1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
 - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、0AB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
 - 3 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものをを用いた営業活動を行わないこと。
 - 4 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る

接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。

- 5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、戸建て住宅向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。
- 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定（NTT東西に対して平成18年11月認可）
- 1 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。
 - 2 NTT西日本【NTT東日本】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことを確保すること。
 - 3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】がサービス提供サーバ（通信制御を行うために設置するものを除く。）を用いて他の電気通信事業者のエンドユーザに対してサービスを提供する等、IPv6通信に係る新たなサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

参 考

競争セーフガード制度に係る参照条文

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

（目的）

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。

（事業）

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、総務大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

（監督）

第十六条 会社及び地域会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社及び地域会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。
- 3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。
- 4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
- 5 （略）

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株主を含む。）又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社（以下この項において「子会社」という。）、当該電気通信事業者を子会社とする親法人（同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。）又は当該親法人の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの（以下「特定関係事業者」という。）の役員を兼ねてはならない。

- 2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通

信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

3 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

4 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備（移動端末設備（利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。）を除く。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2～18 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備（総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。）と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2～7 (略)

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二條の三 法第三十條第一項の規定による指定及び同條第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十條第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四條第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額
 - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額
 - イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額
 - ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三條の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合
 - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二條の五 法第三十一條第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三條の二 法第三十三條第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十三條第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。
- 3 法第三十三條第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。
- 4 法第三十三條第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響又は影像の交換若しくは編集又は通信路の設定（以下「交換

等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの

- イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの(以下「第一種指定端末系交換等設備」という。)
 - ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの(以下「第一種指定中継系交換等設備」という。)
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
- イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置される伝送路設備(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。)
 - ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置される伝送路設備(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。)
- 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

(第二種指定電気通信設備の基準等)

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備(以下「特定移動端末設備」という。)は、無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域(以下この項において「対象業務区域」という。)と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
- 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
 - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(前号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数
 - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備(第一号の伝送路設備を除く。)に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 符号(信号を除く。)、音響若しくは影像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備(以下この項において「交換設備」という。)であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(以下「第二種指定端末系交換設備」という。)
 - ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(以下「第二種指定中継系交換設備」という。)
- 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

- イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
- ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
- ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
- 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- 四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

○平成13年総務省告示第243号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条の2第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という）第23条の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の左欄に掲げる単位指定区域において、同表の右欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

- 一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置及び加入者線終端装置を含む。）
- 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）
 - イ ロに掲げるもの以外のルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること
 - ロ 専らIP電話の役務の提供の用に供されるルータ そのルータ又はそのルータと相互に対向するルータが、固定端末系伝送路設備を直接収容し、かつ、ハに掲げる条件に該当すること
 - ハ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告G.992.1 Annex C又はG.992.2 Annex Cに準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
- 三 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 六 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 八 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置、伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 九 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第六項又は前項に掲げるものを除く。）

単位指定区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県の一部のうち中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県の一部のうち木曾郡南木曾町立の区域を除く区域に富山県中新川郡立山町芦峯寺ブナ坂外の一部の区域及び岐阜県の区域のうち中津川市馬籠の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県の一部のうち中津川市馬籠の区域を除く区域に長野県木曾郡南木曾町立の区域を併せた区域	西日本電信電話株式会社

静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

○平成14年総務省告示第72号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

別表に掲げる電気通信事業者が設置する第1項から第6項までに掲げる電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 施行規則第23条の9の2第4項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

別表

- 1 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
- 2 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
- 3 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 4 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
- 5 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
- 6 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西
- 7 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国
- 8 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国
- 9 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州
- 10 KDDI株式会社
- 11 沖縄セルラー電話株式会社

○平成14年総務省告示第286号

電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の3第1項の規定に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける第一種電気通信事業者を次のように指定する。

- 一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
- 二 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
- 三 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 四 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
- 五 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
- 六 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西
- 七 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国
- 八 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国
- 九 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

○ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針
(01年11月、総務省・公正取引委員会)

Ⅱ 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

【再掲】市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

2 電気通信事業法上問題となる行為

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

○ 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

(例)

① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い

② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定

③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供

④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務

⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い

⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること

⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い

⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

(例)

ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限

イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉

ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

(4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

(例)

ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い

イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い

(5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為

(例)

○ 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定